

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布します。

平成十七年八月三十日

三重県公安委員会委員長 寺田直喜

三重県公安委員会規則第九号

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

改正 平一八県公委規則第五号、平一八第一二号、平二一第一号、平二一第一二号、平二二第三号、平二七第九号、令元第六号、令元第八号、令三第八号、令六第一号

(趣旨)

第一条 公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととして行われる手続等を国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条並びに三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年三重県条例第四十三号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第三条、第五条及び第六条の規定に基づき、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令等 法律、法律に基づく命令及び条例等をいう。
 - 二 公安委員会等 三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、三重県警察本部長及び警察署長をいう。
 - 三 申請等 申請、届出その他の法令等の規定に基づき公安委員会等に対して行われる通知をいう。
 - 四 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。
 - 五 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。
- (電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等)
- 第三条 公安委員会等に対して行われる申請等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会の定めるところにより、公安委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会が定める技術的基準に適合するものから入力し、又は送信することにより申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書

二 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項(これらの規定を他の法令等の規定において準用する場合を含む。)
の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

三 警察本部長が告示で定める電子証明書(前二号に規定するものを除く。)
四 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が定める電子証明書

3 第一項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信し、及び公安委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならぬ。

4 法令等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の入力を行うときは、公安委員会の定めるところにより当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

5 法令等の規定に基づき同一の内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

6 公安委員会は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、公安委員会の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

(情報通信技術による手数料の納付)

第四条の二 情報通信技術利用条例第三条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一

項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

- 2 情報通信技術利用条例第三条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 公安委員会等は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第六条 公安委員会等は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第七条 情報通信技術活用法第六条第四項及び情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

- 2 情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。

(識別番号及び暗証番号の使用)

第八条 公安委員会の指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いて申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。

- 2 前項の規定により申請等を行う者は、暗証番号を他人に知られることがないように管理しなければならない。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、公安委員会等が定める。

附 則

この規則は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二十二日三重県公安委員会規則第五号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年六月九日三重県公安委員会規則第十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年一月三十日三重県公安委員会規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年十二月四日三重県公安委員会規則第十二号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月五日三重県公安委員会規則第三号）
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月八日三重県公安委員会規則第九号）
この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（令和元年八月九日三重県公安委員会規則第六号）
この規則は、令和元年十月十五日から施行する。

附 則（令和元年十二月十七日三重県公安委員会規則第八号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年五月二十八日三重県公安委員会規則第八号）
この規則は、令和三年六月一日から施行する。

附 則（令和六年一月五日三重県公安委員会規則第一号）
この規則は、令和六年一月十五日から施行する。